

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業および春季休業期間後の学校再開等について

1 令和2年4月の始業日から、十分な感染防止対策を講じた上で、学校を再開します。

2 再開する理由

- (1) 内閣総理大臣及び文部科学省は、2月28日に小学校等の一斉臨時休業を要請し、これを受け、本市においても上記のとおり小学校等を一斉臨時休業としている。
- (2) その後、内閣総理大臣は、3月19日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から出された状況分析・提言を受け、文部科学省に対して、令和2年度の新学期を迎える学校の再開に向けて、具体的な方針を早急にまとめるよう指示し、同省においては、3月24日に、各都道府県・政令市教育委員会に、「新型コロナウイルスに対応した学校再開ガイドライン」として通知を发出した。
- (3) 本市教育委員会としては、休業が長期に及ぶことによる児童生徒等への影響、本市の感染拡大状況を勘案し、この度发出された「**学校再開ガイドライン**」のチェックリスト項目に沿った確認及び万全の準備を行った上で、高等学校は4月6日（月）から再開する。

3 学校再開において留意すべきこと

(1) 感染防止対策について

- ① 多くの生徒や教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備えるため下記の「3つの条件（①換気の悪い密室空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる）」が同時に重なる場を避けることを徹底する。
 - ア 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底をする。
（休憩時間ごとに全窓を全開、常時2か所以上窓を開けておく。）
 - イ 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。（机をはなす。）
 - ウ 近距離での会話や大声での発言をできるだけ控える。
（マスクなしでの班、グループ活動等を行わない。）
- ② 咳エチケットや手洗いを励行する、できるだけマスクを着用する。
- ③ 毎朝、家庭において検温し、学校においてチェックする。
（ご家庭で体温計の準備をお願いします。）
- ④ 37.5度以上の発熱や風邪症状（のどの痛み、咳、発熱）がある場合は、登校を控える。（自宅で休養する）

※マスクの作り方は、文部科学省ホームページやその他にもたくさん載っています。

4 部活動について

- ・ 各部活動は新型コロナウイルス感染症対策の留意事項を作成し、許可された場合に活動ができることとする。
- ・ 「3つの条件（①換気の悪い密室空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる）」を避ける措置を講じた上で行う。
- ・ 上記「3つの条件」を避ける措置を講じられない場合は休止する。
- ・ 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養する。

5 学校において感染者等が発生した場合

- (1) 出席停止についての措置を取る。（感染者・濃厚接触者）
- (2) 臨時休業実施の有無を判断する。（学級・学年・学校閉鎖の判断を検討する）